武家名目抄稿

儀式部十七臨時

廿二

和書門
二五二の六 號
七 函
四四九 架
冊

内閣文庫
和書類
二五二の六 號
四五六 冊
函 一五三
架 二

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457(279)
函號 153 275

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄稿第廿二冊

儀式部十七目録 臨時

御通

臺御通

御様御通

召出

中飲

思指

圖書文庫

日本政府圖書

ワクサシ

取チカヘ

鸚鵡返盃

廻汁

順舞

武家名目抄稿第廿二冊

儀式部十七 臨時

御通

今川大双紙云、きうきんの時さたと銚子

とてちんきゝ土器をはまゝくつゝて従者

衆盃あり或ハ七度入或ハ五度入まても

酒をハうけ取く辛度口をあそくなる

紙を今のちんきゝつちうけにつき流し

て見し出さるゝ人にかさるゝなり此時
も古法を持て立なりされと主人の内意を
ハおしやく取銚子の上まて置て出るなり
宗五大草紙云御通まてに出る事大方は次
第定る事なくは乱酒になりては末々の人
のさし出候事にて候一向不然賤しき人の
御酌なとの内は為体にて遅くいてまいる
世中それは事狼藉のよし沙汰

蜷川親俊記云 天文七年二月廿四日条 文明十年六月
一日御方御所様御成御しやくに御まいり武衛
亜貞、親元記云召出御酒被下之
三好義長亭御成記云貞孝披露御酌清右
刀すて御礼申上則於御座敷御通被下
之
奉公覚悟記云内とありけれ内おしやくの事
貴き人の家ゝまてくらへはいかんなる悪候

なりしに酒あくはつゝ参る人のつまみて
くさへはてこ我は又ゝも丞もたまはる
人にも甚前にてくハへはてハくいろき
なくは也
道照愚草云 請のよしは御酌請通の時扇銭
ぬきて可参のは也 うちも小袖とすさ
うの方へ押入は事は
五ノ十オ
伊勢貞頼記云 請通之中ハかわら銘誂多

あらせらるゝはて一人前つゝ出さるゝ也
それにて請酒銭給り其のかはらけ持く参
立はなり
年中恒例記云 正月十日 一 請トヲリニハ
上臈佐殿（典侍）内侍 請ト次ニ公家サく 正月十
日御参内ニカキリテ 請トヲリの事 公家
衆之中より参リケラレタル御人数あるく
云々 然請トヲリニ公家衆ハ一段井

ホノヨミ藤峯右衛門申之也
撮蘂集云 一陪とゆりめしハなしけにや
うの事先あつ手紙めく遣し一巻に出る
人ハ陪きりつきまて ある遣き置 一脹に
いんきんにいえきまて口をそへくのむ
遣しきて次々へと紙をとりきて下ともにて
きとのをて志るしをまて すれさしきに
それまてなきて志ける遣し その次々に

まれ客人の事ハ色々きまいせんにまうさ志るし
磁もすてれとのありて なきて加へる
遣し
魚板記云 一陪通のとき陪きりつるのお
かハ 儐葉中のきりつき皇頂戴中まいらく
ハ色々し 主人まうさ主人の人同名ハ親類
中まうさ おもののの人ハ出家あらのきりつな
とハい色々きしゃへくハ そのおもののたれ海

たき中ましきあとなりまさわののみた
るした共もたれハましくハたくそのま
ゆるてたくへくハ一同満清きの名を貴
人ぐさきれハつて帰ゑんしやうし人の
ハたりとも返用中へく返用仕まくきも
ののそハりくそとくちをそへくらん中
ある毎し清里しき手垂て左付あとちき
はさ斗ろうのあとなり又頂戴ハあとふい

さのつまと同前あるへしまさみ人あて
ハ志さまもおくへきなり一清通の作納
のあて貴人きあしめしハ清きりつま残
清ちの人へくさされハつてたれとも
ふゝふもちてくさされハ人まつりハそ
ハを相まち作ト残りへまゐりハときた
れよりおろし清きりつまきハと中字
頂戴させ中へくハそのゝち清きりて作ど

湯りへまいりは人にハそのまゝくらさ
れへくは上なとたてつきあはしると仕
はっと尾籠なるへし一情とまりのとき
ほてりしゝ酒なきときなんときもくそ
へやへくくりへめとえハやましきなり
傷寒の通をあけやてはらんはやう角へ
きせやへくは主人にかくしろむけき
しきなり

風呂記云傷通のきゝつきハ乗ゝなり一
人に一ツ出その数り傷なのれとゆへな
そ
酌并记云一如屋りに酌に契る事めし傷
通なりのときなりハさいのきもまてこ
へりて守契り多る志やくの絲く居並り
たるをみてのむへしさかけまた彩つと
いてうらし傷なつれなりのときもれは

契りたる研法とゝのふるを取てかくし給
うへに重まさハ手ふりもあるをそへれ
てゝ吞へし
按ルとぶりとハ法用通りへめしいる
されて法酒をそゝきまつりおとりそて法用
通り法系通り勤めて中を略言したる
なりいま柳営まて年始の法流御なる
なり

臺ノ御通

四百九 三好義長亭御成記云御通の事攻衆と上
池院中事在之 又右筆方始而参勤之条向
後存分於披出来を不可致与兼名合談合
御通之次第如此御縁之御通を雨障中之
同一杯も在之 一番御供衆まて 二番御
供衆御部屋衆中次攻衆 三番御供衆上池
院同書右筆方 四番御部屋衆中次攻衆覚

八臺の御通也千秋次第左へおもむかるゝ
候へと伝奏案内甚取不申退出也已後上
民あけらるゝ申候也

御撫ノ御通

宗五大草紙云殿中一献の時御撫まいらせ候
通り二三度御覧候つる勢州請取まて候
家衆諸相伴衆御供衆二度目殿中納言（承宣）殿
但不断の人衆御部屋衆申次衆時御覧衆
定

取出候事もなし（覧ハ取出候ぬ時もなし）三度目の
御酌諸供衆の内前の人衆御目をかけら
るゝ奉行人一両人（覧も不定）上様の御供衆覧
奉行の衆（不定也）又諸同名一盃候通世者（同朋衆）召出候
おもしもなし申次ハ両度なから候おもしもなし
是一度御前へ参候又時宜により御てうし為
おもむき候て猿楽ともに御前まて御酒下
おもしもなし

走衆故実云御ゑんの御通過の事者とも
一大事之由各々申来候夜中御館御座所
其後ハ御座所の内誰にても傍ニ居候人
御庭へおりてさしまにふく袴をして太
刀をひきそはめぬきて菱皮ニ糸結りの鞘
に札をして御ゑんへそと手綱つけてあ
ゆりのうて又御縁へ手綱かけておりて
残りの人ハ御したに也

伊勢貞助雑記云殿中一献之時御縁之御
通之事二三度も御座候一献之御酌ハ必
々伊勢守也二献ハ藤中納言殿御さけ
ハ御供衆中ニ故実之衆気也御座敷へ
御銚子のよる置にて之庭出候次の間よ
り庭上へおりて御前まてつき候ま
ゝ御縁へ庭上ニ御相伴衆と方衆次第ニ
め常之衆ニ此時も庭上へ御出候にて候

て此掃へ此糸ヲ持一書ニ此糸ヲ方へ
此てうしの上より此盃を先ゟ糸ヲ存也
是此まゝ置て此盃を預重まへ此糸ヲ
挟ミニ庭上へ此持りすてさて此掃へあり
て此紙作流へ次第ニくにさしあたりヲ
於ヲ稜辨ぬ恵列ニ仕合ハ然ヲ得とも
昔より大事の由申傳ヲ
又云此掃の清通の時此認ヲ付ハ庭上ニ

紙作ヲ清酌庭上へ此かりヲ誌此くまへ
ヲ総ヲ伊勢名字の者心置之儀在之他名
ニ在之存知ヽヽヽ

召出

考云覚悟記云此と残りとふ一段是人の
清家の事なり第八召出也
四百十 諸大名并流清成分中へ記云清酌ニて召出
考ゟいち後ニ清酒多へたる人は跳子を

可給といへとも依人いまる〵功者まて
もなき若輩共とは不及二甚以盃をとり於
て返なり其時ハ必伊勢守来て外銚子を
給也其のつかいいち渡ふ勢州たゝうき
以自も勿論なり 披則還御也
今川大双紙云酒ふ付て式法乃事一免し
出しの時右主人催来れと有時あなりち
傍輩に對して式作有ゟう〳〵給さて文書

の時ハ来るに次第有へし我等来る時は
扇を手紙を添て主人ふ右を外向ふうけ
るやうふ出へしさて我立時ハ盃を取
さす前ふ主人の方紙一目見るなり其て
酒をうくる時み若きりて少も目をあけ
ぬのこ一目見て我酒る也盃をハ手をき
る也又酒をとりて其文まうりまて来る時
ハ記者をあしらて出る一主人の外前ふ

て見し出しの酒給るにハあるものちか人よ
り前にのむへきとおもふ覺かゝれ或ハ是
人の見しにあるうひ又ハ人のさゝりひ
によりて出て呑覺しき人前とハいかや
うの人の後に呑もくるしかられハかさ
くる人あまて一こんの前をきんとなれ
る後に呑見さきに呑も同事なり一めし
出しに出く盞をいつくゝ受かられまて

なりかき人盞なからもいふまゝくへし御内
も右へ渡るへし下みもあふきもなり一
見し出しの時にき人を三度見申事なり
盞をとりきる前に一度酒うけなる時に
あさりて一度に見して酒を呑也呑あけ
て一度こゝにてあさきは也然ハ今三度也一
見し出しの酒之事大勢出て呑時も人な
ろく出く間敷きしく者ハ或座敷も主人の

時分へむかひてかしこまるへし酌むも
さいふ事きらふ事なりいくたひもうけ
へくしや多くは但それも座しきの様
みよるへし又前後と云事をかへりては継
は流盃ゝゝ人の事をとかる事ゆめゆめ
あるまじくは志やくふつきしは様こと
に前後まもるゝ事うへはすこしも違けふの
事なり一見しかし呑事雑某はへとあら

はいそきまいりて呑あしき人又は貴賤
の人の流盃まてあらはいかといくく酒を
うけくるしくとふさしむかひて呑へしかく
のみへむきてのむこといちきなし藤又
御をまつる事あるまにうしはきとのむへ
き也飯かをまつりと小袖の間へ入れしへ
てのむへし我と同輩の盃ならはいたゝ
く事努々あるまくしは若き中にも人の

一族又ハ賞翫の客人なとの盞なと
らんりに多く呑て志ゐさする事ハ謂われ也
盞の賞翫をすへきをハ初よりわけて盞を
跳子の上に置なり其時呑へき人わけて
戴なり又ハ上戸にて酒をのまさするに汁な
る盞に多くつくと入られて呑ませしくす
てんとするにより無興にて多くの事もなき
ことハ持て立座居をいたさるハ盃

をハ用意の事されとものみ酒也事あ
まハ只座にて志させるなり酌より始て酒
なと盞につきて持なり勢てをかしき酒志てかき
多する事なりし又やし出しハさまさに
呑も後にのミ多するも同事也強る事許に
ても多く事ある人さしよりしのみて志
さする也遠く紙作する人の月にも見えてさ
る人を待事としくめりこさしける事謂

るくうち紀但之人それにきせと情念ぬ
ちハ待ても打そひきしたへしぬき出し
を縫りそちよへ陥るへし一騎陣まて渉
酒なしぬき出しぬも甲をぬき人よあり
寿ゆのけを見て年てのむなりゆのけ落
へき隊なくハ首度を済して条のむ通し
又甲ぬくとへきものなくか高ひまよら
けく条る色し一是居なとふて御太刀持

なりしぬき出しのむことあらハ太刀を
もちたる時ハまかりて右の膝の上にの
せて主盃頂戴のむへし右へゆるへしゆ
めし太刀を人に預けへからす
家中非番ある記之之人の陣家なとハ相伴の
時も右出しなとも家の子の盃をも持て他
家代役も当方之仁陣参会之時一偏に難
定也

六丁オ

伊勢貞明覚悟記云めし出しとハ時くハへ
る事ハ三も五も其外ハ時の事也とハ時く
ハへハいかにもあまりハ人くつろきな
くためなりハ又一つ〳〵まて次第ニ移立ハ
時そうしニ酒ハいはゝハそと入ハやうし
てくハへハすこしくハ銚子ニ酒なくハ
いそこれと残りニ余ハ人の透ハにくはへ
一夜ハ也めし出しといへるまん流のさ

うつきなまきハいのちうらおくれときも同
前きうきもさてハハ也但中戸まてハな
れきやくたふと入中ハうゝそとのけに
てきうをけて前処ニ立へし
伊勢兵庫頭貞宗記云召出しの事一名出
しの時ハ此たゝきてせきゝなまもてす
ま備て移立ハまてゝてハ酒なゝ出不
しハすゝうきゝきの紙まてハ也○召出し

の清酌の事一銚子に酒なき時の事酒は
いつハ何の時も加へは数を合はする事な
くは○扇ぬき出しの時の事一扇ぬきは
事あるましくは尋ねても指はへとあり云々
かりいのこりも仕る時は前にて此酒の
時右あるハ此時扇をぬく也
当家弓法集云ぬき出し此酌にて清酒な
強る事ハ人の氣色を見てすみやく自立の

礼を請とる序に立彼に歩右の手右の膝
同程にぬきさ傍に左の手膝同しく盃
を左の膝より此あたりに右の手をうけ扱た
の手をうけさす申に左の踵を右のよへ加
さす到りまて盃にこらへ盃をさしあけ
かしらをさけく申請左の手をつきくる
方へ膝を引さき次も盃もさけて給そる
也為のさう替てかされハ礼しうへし 表而

うんをハ左の手のゆびの内へかゝむけ
てもちて膝を直して向ひなりてさし
盃ハ片つらんもよろしハのときつらんか
へすへし
伊勢貞助記云一献して出して時扇さしは
以跡もあふきをさしぬるまて以又香様
口傳と有
又云めしゆるしとある時ハ盃二ツまて法

人々のまゐらする事なり一段の貴人ハ時御通りと云奉
公覚悟記ニ見メヒ出ト云モ同シコトニテササケテ言コトハナリ
伊勢貞親以来傳書云一石出よ系は事な
たりの式として五角と一礼して系はつよ
くはぬ常礼をすすむるもしくは又系は時ハ五
たさきもうり兄はて系はのよくは左右
をろえて系はる系の左は左く個條の時左
常礼不申は文返出の時ハうやまふ人の

祝ひてハ手をつきて請取中たるがよくば
なり
中島摂津守宗次記云　一めし出しの時ま
つ右の手をつき左の手をあけてを請盃
を右の手にて丸上酒をうくる時左方
の袂をつきて請のむ時ハ左方の袂
を直事そのむなり惣而とまて下さる
る事あらハ附を付なとりしの杯賞し一軍

陣にてめし出しあらハ右へまいるへし
又右へまいる事もあり御ぞりへのむ人
もむきる事なれ
河村誓真聞書云　一めし出しにて扇をぬ
きて盃あやうやさしうつむきてさ
りつきを上りなとさへうれなくをす
つゝかしくいたしきて物をその後に
直て可立なり其人のかしを一日又なり

外ハ見へつゝ候に若き人ハ鶴を作られ候
つゝ屋を中に並へ連へく候
豊記抄云 石刎に条候に扇を掖紙をハ小
袖と書抱き留へ入さし次第に可参候処
酌銚子に酒なくハ何時も加候さいこし
に加させしく候 せきくハうちへ自在の
け候事候
風呂記云 女房の尚まて石刎を呑事

女房衆の酌取の顔をゆめゆめ見へからす候
我等ハ其の家を見へし 但忠義に付ては
し酒おかきぬ事なり亦時もみみて下
御さへし
中陽軍鑑云 高坂内膳 分列之条 甲府院殿エ参り
て酒宴ありて石出しの酒屋待ち出羽に

下
按石出しハ主人 又ハ貴人此酒宴に

誰某を可出さることゝ給ありて請家よ
て酒盃左酒りる事なりて請と錄りハ芸
人と名さし樣く請同通りとて酒の下
さるへきものとも次第くに出ての
おなり右出させそれよりめしくる時き
作法まで請盃の方ハ学きに似なり

中飲

今川大双紙云主人も人なとの請家まて

中のをなせよと御酌の時左手にて足膝を
立て出ていかにもすこしして左の手をつき
て右の手にて盃を持て呑て成さるなり
相構てせも事をせさるものなり
伊勢貞興返答書云中のを此事一大事なり
小中それよりかなることへ渡り候事
もあるへく候乱酒になる事候へハいく成
りなくハきこえまし候以口傳

思指

曽我物語云 とらか盃十郎にさしし事の条 さかつきと
りあけゝるとのそてめん〳〵にさしうる
又おもしめなるはりつきとゝりまへまそ
たきたりけるよしありこなまひてゐる
ふ語せんそのきうつなのこなきひてい
つうまるてもあのく礼かしめしはりん
こうへおもひ内しおさまへれそ國こ

その心おもしきまんとのたまへとらは内
うつきりを後ふさしなをてまつらん事と
きのおもやうこゝりんまりされとも十郎後
のこゝろのうちおもつゝしさよ 中略 和田も
ひきさめてよしありの一めすけ殿一めこ
ころをつのひあんしぞりわうなはそれ
ふそとおもひなまふところはさいあくし
てゆるさせなまへと いひもあへぬ十郎

みうそきしありかれ一きの人てゆかき
あいきくを見はいりふとみるところにす
けぬきりつゝとりあけ身にわきれらく
きまふしありつれはれまくまとやよし
ありきつてさるゝのあれとも御のいさし
のよことりふこわあるりいりそくのさるへ
きとのさきよ

和長卿記云文亀三年十二月廿四日丁未

今夜依参室町殿中畧其後左衛門督右京
亮等来相示云為御酒之時分於御前可賜
御盃今暫可祗候云々畏存之由令申畢経
数刻金吾被告召之由従後参入過御対面
所等之間々内々御所被召出先向御前申
上御礼退入之処即被申出御酌金吾也御
盃思指也伊勢右京亮給之後指手予々給
之後指海老名退次又一献今度妙善院御

盃被下予五盃可給之中上意也御酌三条
中納言也予五盃給之人々飲了又一献今
度御酌細河伊豆守也妙善院可被始之由
上意也其盃聯輝軒聞食其後大樹被聞食
其御盃可被下予之由上意也金吾早可参
之由命謂之間即進出給御盃三盃可給之
由上意即給了此後相命金吾補沈酔令退
出今夜之時宜不慮之面目也偏金吾之労

也
伊勢貞順記云一ちかひさしと申事為く
そくしさ盃をさしたるあまりくちんにあるを
一おりひうへしと申ハ人の盃をいたゝき
て又その人にさゝとことを申也
當家弓法集云盃の思ひさしの事我酌の
時ハ飲かへて銚子にみあるをさして其盃を
ハ右に盃をハ右手に持て左酌をとる人より

上れ御座へ持参し渡りて銚子をうけとり
汲へし飲人ハ盃をとり下座へくたり
よきほとに酌を請てのまんとすへし又酌ハ
右座より上座に盃を受てくまんと思ふ
へし
風呂池に酒の肴なとまても魚までも板
物出しても酌乃人上座へあかりて板の
方を見くらへしいふ也折かひさしの膳

向合のとき酌をむすかぬ事ともあり
桜思指の事ハいつ比よりの名目にや
曽我物語にはえ見えぬまでハ古の言な
まつりるるのまてあるへし貞明純にいへ
る座くそくして盃をさん事まれなくて
んにありと書物にハさたかにあらされつ
さしたるおとく一座の盃をうけ又
ハたまたま折かひさしさん所と盃をさ

さる以前に中々きはめて定まる事なかる
へし口伝にありとこそきゝたるその上は
このまこのもしといへともとらぬさうらふ
きてに事たゝへき校なるはおもひ
さしあたりは席上の人にそ遠慮あるへく
きるはてむきと斟酌する作法なるへし
まつ大坂常典苑に天文九年二月朔日
来四日初卯の連歌事始年中に於て

首ニ待座也 中略 四日の連歌や人数の発
句脇常典子了仕為ニ拝て許可候為
中くゑ也夫々細川播州 中きり おもひさしと見ゆ
け物におもひさしとあるハ酒席の事まて
ハなくして播州屋に寺との句於ハ左
れよと其の方をおもひさしなてやつ
るなるへしおれしあらハなるかゆつよ
なるよ一韓し字也

ツケサシ

伊勢貞順記云一つけさしと云事給来之
せぬして御酒給ふる人又さはもつけさし
なり我一ツ二ツのみて後の一ツなり人
にさゝるを付ざし也

取チカヘ

小笠原入道宗賢記云とりちかへ盃の事
にちいさきかはらけにさし大なるは盃を
もち事礼義なりさて年人ちいさき盃を
呑ほして酒をうけ候て後大なる盃
にうくる也きくこしめし候てのち
又下座の人呑なりその時はうけて
盃にあつるさかつきにはへくは御前酒き
こしめし候て盃をには返し候を頂戴かくて
の人の盃より先ほつてちいさきをは大なる
るにすへ大なるはちいさきのしたにす

へかるへく也同酌の時両方ともさしむかひの時は
酌とり酒を盃につく事あり其時は是も
いたゝき盃とり酒をうくる也酌とり心得へ
きことなり

二　一

前

家中行馬記云瓶ちやうしの時も賞翫の人
に先立てする也但毎度出家しけるには斟
酌ある事也公家は官位に随て差異あり
て初は次第に参るを順盃とす後は物ゝ
ことさら数を乱盃と申武家方是なかりし
になり
伊勢貞興返答書云とりちやうしの子銚酒
になりての事也義なりともいくへんとなき

たまらぬ也
伊勢貞順記ニ云 取ちらへ盃の事陪膳の人よりも申我と又申合えちらへ为事也左様ニは時賞翫の人の盃を先ゑていあしき中也御酒うけらまは時も高き人々に傳給ふて後ニ請申は也
魚板記ニ云 一 取遠の酌し事ま人々へ先小盃を申て我大さかつきを参へす申を人出に猪口石時分我参へはて一ツはとくたへはて其人の間石は色相待餅ハ尾篭の事なり
按取ちらへハ乱酒ニなりて其あたの盃をあちあちさしあちあるを为言たへ申請は事ニて盃を充ゐ人飲事文面ニ見え多り
鸚鵡返盃

今川大双紙云あふむ返しの盃此事是ハ七返まてハあるへし八返ハせさ但きりしに指あり次第して我かぬしにあらすんハ斟酌あるへき事也

廻汁

蜷川親俊記云天文十一年正月廿日辛亥於吉佐三上越前廻付仕候

順々舞

賀越闘諍記云御成次第之条義秋将軍朝倉屋形ヘ御成午ノ刻中畧次ニ順ノ舞ハシマルイツレモ御様ニテ被舞次第仁木義景大館上野此間ニ二条殿御盃ヲ公方様被聞召御盃ヲ被為置候テ義景ニ舞ヲ重テ御所望有是ヨリ又次第ニ舞ルゝ人数一色式部少輔同播磨守佐々木治部少輔武田治部少輔伊勢武田刑部大輔公方様御盃

義景頂戴有ニ御肴公方様被下其後二条殿
被聞召次仁木御通過テ御銚子アカリ則
還御巳刻也
室町殿物語云 織田信長公 奥ふりき条 正月五日、
いゝ、けふくしとを佳例にせまりのお法度を
あつめ給ひ被推しの容悉ゆいくのちを被
ふいりめきにハ大きうつよくまてよくも下
麿も押あらしみ給へきよし給ひまし被
御肴まゐる時の事あるへしとてさゝめんし嘈
ける蓋ともをとりいてゝまいらせらる
つ入させられくさのし前後も吉らあまたある
その大酒なり也
伊勢(サミテウ)貞助雑記云 正月朔日の時大御酒に
成候てさうひ中事ハ以ての事猿楽祇
候中以へ出 大夫さうひ出しぬきて相待大
夫のさうひに付て座者をさうひ中以大

先祖代々ハ度の者も次第にて一代
とかくとり持てうらひ申にあるへくとも
たよりうらひたきまんよハなき事なれ
は文うらひを、かけてうらひはへき
物忿ゐもなりは時分を見計ひうらひ
中華猿楽も故実々由申は當世ハ新一せ
はまや大鼓なと、、聞はいふしへる
然やうの事ハなき事まて、は残文なる仕

は者なとハ世いともはへたしなく可
る也武ハ物となし一きしまひ申武ハ唯
の藝なとは御はときはそとありしく
まひ申たるハ見まきよし故人申そのま
しかり但さる如し各此ハ我藝能の義は
まくいうあも嗜うらひ申置し

武家名目抄稿第二十二冊

圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan